金属くず営業

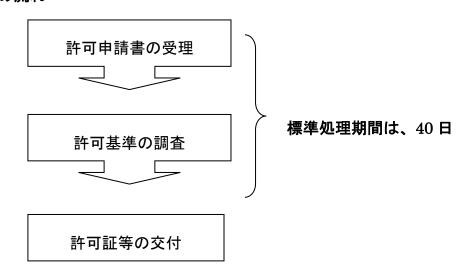
◎許可を受けることができない人

- ●破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
- ●無許可金属くず営業で罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- ●窃盗等で懲役以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から6月を経過しない者
- ●住居の定まらない者
- ●金属くず営業の許可を取り消された日から 6 月を経過しない者 など

◎申請書・添付書類等

- ●申請窓口 営業所を管轄する警察署の生活安全許可事務を担当する課
- 通数 1通
- ●申請書・添付書類 「営業許可申請書の添付書類一覧」のとおり。

◎許可申請手続きの流れ



◎申請手数料

| 手 | 数 | 料 | 徴 | 収 | 項 | 目 | 手 | 数 | 料 | の | 額 |
|-------------|---|---|---|---|---|---|---------|---|---|---|---|
| 営業許可申請手数料 | | | | | | | 8,500 円 | | | | |
| 許可証再交付申請手数料 | | | | | | | 700 円 | | | | |